

鹿児島県バドミントン協会倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県バドミントン協会(以下、「本会」という。)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を自覚し、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保するために倫理に関する基本となるべき事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、常任理事、理事、役員、名誉会長等、各委員会委員(以下、「役員等」という。)並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者(以下「登録者等」という。)である。

- (1) 役員等は、規約に規定する役員をいう。
- (2) 登録者等とは、規約第5条による加盟団体、会員及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役員等及び登録者等は、規約第3条、第4条に規程する「目的」を達成するため、関係法令、規約、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や

その地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

- 4 役員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、常任理事会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役員等及び登録者等に、本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下各号に定める方法により相当の処分を科するものとする。

- 2 役員等の解任については、当事者の弁明の機会を設けるとともに、常任理事会の決議によるものとする。
- 3 登録者等については、当事者の弁明の機会を設けるとともに、除名、登録抹消、競技会への出場停止、賠償、解任、注意などの処分をするものとし、常任理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、令和7年6月21日から施行する。